

Blue Prism Cloud – データ処理補遺

本データ処理補遺(「DPA」)は、Blue Prism Limited または Blue Prism Software, Inc.のいずれか該当する方(「Blue Prism」)と貴社との間で締結した、貴社による本サービスの利用に適用される契約(「本件契約」)に、本件契約の条件の下で適用可能な範囲で組み込まれ、本件契約の一部となるものとします。本件契約はオンラインまたは書面のいずれにより締結されたかを問いません。

Blue Prism と貴社は、各自を「当事者」、総称して「両当事者」といいます。本 DPA で使用されているが定義のない大文字で始まる用語(英語版)の意味は、本件契約での当該用語の定義に準じます。本 DPA と本件契約との間に何らかの矛盾または不整合がある場合、本 DPA の内容を優先するものとします。本 DPA は、個人データが本件契約に基づき Blue Prism により処理される際に適用される条件を定めるものです。本 DPA の目的は、当該処理が適用法に従って行われるとともに、当該処理において本件契約に基づき個人データが処理される個人の権利が尊重されるよう徹底することにあります。本 DPA は、本件契約に基づいた Blue Prism による個人データの処理に適用法が適用される限りで、かつ当該適用法の遵守に必要な限りでのみ、効力を有するものとします。

1. 定義

「適用法」とは、本件契約に基づき処理される個人データに適用される、プライバシーに関するあらゆる法律を意味し、これには、個人データの種類に応じて、英国の 2018 年データ保護法および/または一般データ保護規則(規則(EU) 2016/679) (「GDPR」)が含まれる場合があります。疑義を避けるために付言すると、Blue Prism による個人データの処理活動が適用法の対象範囲外である場合、本 DPA には当該法律は適用されません。

「データ管理者」および「データ処理者」とは、適用法により定義されている「管理者(controller)」および「処理者(processor)」またはこれらに準ずる用語を意味します。

「EEA」とは、欧州経済地域を意味し、欧州連合加盟国ならびにノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタインのほか、本 DPA 上、スイスおよび英国を加えた各国から成ります。

「個人データ」とは、適用法により定義されている「個人情報(personal data)」またはこれに準ずる用語を意味し、本件契約に基づき貴社に代わって処理される個人情報に限定されます。これには、Blue Prism がデータ管理者として取り扱う個人情報は含まれません。

「個人データの侵害」とは、本件契約に基づき貴社に代わって処理される個人データの偶発的または違法な破棄、損失もしくは改変、または当該個人データの不正な開示もしくはアクセスにつながるセキュリティ侵害として特定されたものを意味します。

「処理」とは、適用法により定義されている「処理(process もしくは processing)」またはこれらに準ずる用語を意味します。

「標準契約条項」とは、英国個人情報保護監督委員会および/または欧州委員会(適用法に応じて該当する委員会)が承認した、データ管理者からデータ処理者への移転(または、該当する場合はデータ処理者からデータ処理者への移転)に関する、随時改定または代置される標準的な契約条項を意味します。

「復処理者」とは、本件契約に基づき提供される本サービスに関連した個人データの処理を Blue Prism から委託された関係者を意味し、これには Blue Prism の関連会社が含まれます。

「外部復処理者」とは、本件契約に基づき提供される本サービスに関連した個人データの処理を Blue Prism から委託された関係者を意味し、これには Blue Prism の関連会社は含まれません。

2. 両当事者の関係

- 2.1. 法令遵守。各当事者は、本件契約に基づき処理する個人情報に関する自らの役割として、適用法の下で自らが負う義務を遵守するものとします。
- 2.2. 貴社に対するサポート。貴社にサポートを提供する目的で、Blue Prism は、貴社と連絡を取ることができるようにするための限られた個人情報(「顧客管理情報」)を受け取る必要が生じることがあります。当該サポートを提供する上で、Blue Prism は、顧客管理情報を除いて貴社からいかなる個人情報も受け取ることを望まず、また貴社は当該個人情報を Blue Prism に開示しないことに同意するものとします。サポート上の問題により追加情報を Blue Prism に提供する必要が生じた場合、貴社は、当該情報に個人情報が含まれないように、当該情報を匿名化し、編集し、またはその他の方法で変更しなければなりません。このように変更された情報を以下「クレンジングされた情報」といいます。貴社が本第 2.2 条に違反して個人情報を Blue Prism に提供した場合、Blue Prism は、そのデータを削除し、クレンジングされた情報が Blue Prism に提供されるまで、関連するサポート上の問題に関してサポートの提供を停止する権限を得るものとします。
- 2.3. データ処理者。顧客管理情報に関する以外、貴社はデータ管理者であり(データ管理者でない場合は、該当する各データ管理者に代わり全権限を有して行為することを表明し)、Blue Prism を、本サービスの提供を可能にする目的で本件契約に基づき処理する個人データに関するデータ処理者に指名します。貴社は、自らが当該個人データに関してデータ処理者である限りで、Blue Prism を貴社の復処理者に指名します。当該復処理者は、本 DPA または本件契約に基づく貴社または Blue Prism の義務を変更してはなりません。貴社は、本件契約に基づき処理する個人データに関して、必要な通知を行って必要な同意を得ることに責任を負います。

3. 貴社による Blue Prism への指示

- 3.1 目的。Blue Prism は、本件契約に基づき本サービスを提供する目的以外で個人データを処理することはありません。ただし、個人データを処理することが適用法により別途義務付けられている場合を除きます。Blue Prism によるデータ処理の詳細は付属書類 Aに記載されています。
- 3.2 適法な指示。貴社は、適用法に違反する個人データの処理を Blue Prism に指示しないものとします。Blue Prism は、貴社による本サービスの利用が適用法に準拠して行われているかを監視することはなく、監視する義務も負いませんが、貴社からの指示が適用法に抵触するものであると判断した場合は貴社に通知します。Blue Prism は、貴社の文書による指示に従ってのみ、貴社に代わって個人データを処理します。本件契約および本 DPA は、貴社による本サービスの構成(貴社はこれを随時変更できます)、および貴社のその時点での本サービスのバージョンに適用される機能とともに、標準契約条項上も含め、個人データの処理についての Blue Prism に対する完全かつ最終的な指示を構成します。

4. 復処理

- 4.1 復処理者。貴社は、本サービスの提供を目的に、本 DPA に基づき、また適用される場合は標準契約条項に基づいて、Blue Prism の関連会社および外部復処理者を使用して個人データを処理させるための包括的な承認を Blue Prism に付与します。Blue Prism の復処理者のリストは <http://portal.blueprism.com/agreements> で確認できます。Blue Prism は、新たな外部復処理者に個人データの処理を委託する場合、当該リストを更新してから個人データへのアクセスを許可します。Blue Prism は、各復処理者に対し、本 DPA の下で Blue Prism に課される義務と実質的に同等の契約上の義務を課します。Blue Prism は、自らが自身の履行内容に責任を負うのと同様に、本 DPA に基づく個人データの処理に関する自らの復処理者の履行内容に責任を負います。標準契約条項第 5 条(j) 項(またはこれを差し替える条項)に基づき提供される復処理者契約には、商取引上のすべての情報、および貴社と共有する前に編集された、

標準契約条項に関連のない他の条項が含まれることがあり、貴社は、当該契約の写しは機密情報として取り扱われ、書面による正当な要請があった後に限り提供されることに同意するものとします。

- 4.2 異議を申し立てる権利。貴社は、Blue Prism による新たな復処理者の使用に対して、第 4.1 条に言及するリストに対する当該更新から 10 営業日以内に privacy@blueprism.com に宛てて電子メールを送信して Blue Prism に通知することにより、異議を申し立てることができます。その通知の中で貴社は異議の合理的根拠を説明するものとします。貴社が新たな復処理者に対して合理的な異議の申し立てを行った場合、Blue Prism は、貴社に不当な負担をかけることなく、その新たな復処理者による個人データの処理が行われないようにするために、貴社が本サービスの内容を変更できるよう合理的な努力を尽くすか、貴社における本サービスの構成または利用について商業的に合理的な変更を推奨します。60 日以内の合理的な期間内に両当事者が当該変更を行うことができない場合、各当事者は、他方当事者に書面による通知を行うことで、該当するサービスを本件契約の条件に従って解約することができます。ただし、解約できるのは、本サービスのうち、異議申し立てがなされた新たな復処理者を使用しなければ Blue Prism が提供できない特定の内容についてのみとします。
- 4.3 緊急時の交代。Blue Prism は、本サービスを提供する上で復処理者の変更が急務であり必要である場合、復処理者を交代することがあります。これを行う場合、Blue Prism は、この交代について、実務上合理的に可能な限り速やかに貴社に通知するものとします。貴社はこの後任の復処理者に対し、上記第 4.2 条に従って異議を申し立てることができます。

5. セキュリティ上の支援および協力

- 5.1 セキュリティ。Blue Prism は、本件契約に基づき個人データを処理する Blue Prism の役割に関連する範囲において、処理の性質と Blue Prism が利用可能な情報を考慮した上で、適切な技術的および組織的対策を実施することにより、貴社が適用法の下で負うセキュリティ上の義務を遵守することに関して合理的な支援を貴社に提供します。ただし、このことは当該対策に関して、個人データに適用される全般的な保護水準を引き下げるものではない差し替えまたは更新を以降に行う Blue Prism の権利に影響を与えるものではありません。Blue Prism は、自らが個人データを処理する権限を付与した者に必ず秘密保持義務が適用されるようにします。
- 5.2 個人データの侵害の通知および対応。Blue Prism は、個人データの侵害について知った場合、貴社に対し、不当な遅滞なく、適用法により義務付けられている特定の期間内に、本 DPA の貴社署名欄に指定されたメールアドレスに宛ててメールで通知します。当該通知は、過失または責任を認めるものではありません。提供可能な範囲で、この通知には以下に掲げる事項についての Blue Prism によるその時点での評価が記載されます。この評価は不完全な情報に基づくものである場合があります。
- (a) 個人データの侵害の性質。これには、判明している場合、関係するデータ主体の区分および概数、ならびに関係する個人データ記録の区分および概数などが含まれます。
 - (b) 個人データの侵害がもたらす可能性の高い結果。
 - (c) 個人データの侵害に対処するために Blue Prism が講じる、または講じることを提案する対策。これには、該当する場合、個人データの侵害によりもたらされる可能性のある悪影響を緩和するための措置などが含まれます。

上記の情報を同時に提供できない場合には、Blue Prism は、さらなる不当な遅滞なく、当該情報を段階的に提供する場合があります。Blue Prism は、何らかの特定の法的要件が適用される情報を特定する上で、個人データの内容を評価することはありません。貴社は、貴社に適用されるインシデント通知に関する法的要件を遵守すること、および個人データの

侵害に関して貴社が負う第三者通知義務を果たすことについて、単独で責任を負います。本 DPA または標準契約条項に含まれるいかなる規定も、Blue Prism が個人データの侵害または他のセキュリティインシデントについて一般に負う法的義務に違反する、または当該法的義務の遵守を遅延させることを要求するものと解釈されてはなりません。

6. 適用法の下で認められている権利を行使する個人に対する対応

自らの個人データに関して適用法の下で認められている権利を行使しようとする個人から要請を受けた Blue Prism は、法律上認められている範囲で、貴社に対して速やかに通知するものとします。このような権利には、アクセス、訂正、処理の制限、消去（「忘れられる権利」）、データ可搬性、処理に対する異議申し立て、重大な影響を伴う自動化された決定のみによる取り扱いを受けないことなどが含まれることがあります（それぞれを以下「データ主体の要請」といいます）。貴社が本サービスを利用する中でデータ主体の要請に対処する能力を有しない場合、Blue Prism は、貴社から要請があった際に、当該データ主体の要請への対応に関して貴社を支援するために、Blue Prism が当該支援を行うことを法律上認められている範囲で、かつ当該データ主体の要請への対応が適用法により義務付けられている範囲で、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。法律上認められている範囲で、貴社は、Blue Prism が当該支援を提供したことに起因して負担した費用（関連する料金を含む）を負担する責任を負うものとします。

7. データ保護影響評価および監督当局その他の規制当局との協議

処理の性質および Blue Prism が利用可能な情報を考慮した上で、Blue Prism は、Blue Prism に関わる個人データの処理または提案されたその処理に対し、貴社が法律により義務付けられているデータ保護影響評価を行うことに関して、必要に応じて監督当局その他の規制当局との協議に基づき、本サービスに関して公開されている文書を貴社に提供することにより、または以下の「監査」の条項を遵守することにより、貴社に合理的な支援を提供するとともに、貴社に協力します。データ保護影響評価または規制機関との関係に関する追加の支援を提供することは可能であり、提供する場合、料金、Blue Prism が関与する範囲、および両当事者が適切と見なすその他の条件について、相互の合意が必要となります。

8. データ移転

- 8.1 貴社は、適用法の下で認められている場合、個人データを本 DPA に従って国外に移転する権限を Blue Prism およびその復処理者に付与します。
- 8.2 適用法の意味における十分な水準のデータ保護が確保されない国への本 DPA に基づく EEA からの個人データの移転については、当該移転に当該適用法が適用される限りで、当該移転を、適用される充分性認定または承認された拘束的企業準則に基づき行うことができ、これらのいずれも採択されていない場合は、関連する標準契約条項が当該移転に適用されるものとします。
- 8.3 第 8.2 条に従って標準契約条項が適用される場合は以下のように対処します。
 - (a) 個人データの Blue Prism への移転については、標準契約条項は次の通り完了されたものと見なされません。(i)「輸出者」は貴社であり、貴社の連絡先情報は本件契約に記載されている（貴社がデータ管理者でない場合、貴社は関連する各データ管理者に代わって行為する輸出者である）。(ii)「輸入者」は Blue Prism であり、Blue Prism の連絡先情報は本件契約に記載されている。(iii) 標準契約条項の付録 1 および 2 により要求される情報は、以下の付属書類 A に記載されている。
 - (b) 本 DPA に基づく Blue Prism による復処理者への個人データの移転については、Blue Prism は次のいずれかを締結するものとします。(i) データ管理者からデータ処理者への移転に関する標準契約条項（貴社からの書面による要請がある場合、当該標準契約条項に基づく自らの権利を行使します）または(ii) 利用可能な場合、データ処理者からデータ処理者への移転に関する標準契約条項。

本件契約を締結することにより、両当事者は、各自が標準契約条項および適用されるその付録を締結し、これらに署名したものと見なされる旨に合意したことになります。

9. 監査

Blue Prism は、本 DPA に基づく個人データの処理に関連して貴社(または、貴社が指名し、その身元が Blue Prism にとって許容できる者である、合理的に行為する他の監査人)が実施する監査(閲覧を含む)を許可し、これに貢献するものとします。ただし、本件契約が効力を維持する期間、貴社のみで費用負担で、貴社は年 1 回を限度に Blue Prism における本 DPA の遵守状況に関する文書、データおよび記録(「記録等」)を提供するよう Blue Prism に要請できることを条件とします。この監査を以下「監査」といいます。貴社が監査を外部の代理人に実施させる場合、貴社はまず、当該外部の代理人が、本件契約に含まれるものよりも保護の程度が下回ることはない秘密保持の義務に必ず拘束されるようにするものとします。貴社は、監査を実施する意図がある旨の書面による通知を 30 日前までに Blue Prism に提出するものとします。貴社は、Blue Prism の業務運営の妨げとなる影響が最小限となる方法で監査を実施するものとします。また貴社は、Blue Prism の他の顧客のデータもしくは情報、または Blue Prism もしくはその関連会社の秘密情報のうち当該監査の固有の目的に直接関係のないものを受領する権限を有しないものとします。監査により重大な不遵守が特定された場合、Blue Prism は、当該不遵守を是正するための措置を速やかに講じるものとします。疑義を避けるために付言すると、本規定は、Blue Prism の全施設の実地監査または Blue Prism の全システムの監査を実施する権利を貴社に付与するものではありません。貴社は、監査のために延長された時間について、Blue Prism のその時点の料率で弁済するものとします。この料率については、要請に応じて監査前に貴社に提示されます。

10. 個人データの返却または破棄

Blue Prism は、本サービスを提供する目的のために処理した個人データを、本件契約の終了から 90 日の期間が経過した後、すべて削除することができます。貴社の権限を有する代表者(本条においては、貴社に代わって決定を行う権限が付与されていることを書面により証明した貴社の従業員とします)から書面による要請があった場合、Blue Prism は、適用法に基づく要件に従ってすべての個人データを削除するものとします。上記にかかわらず、また関連する個人データの保持が適用法の下で認められていることを条件に、本規定は、Blue Prism に対し、個人データをアーカイブファイルおよびバックアップファイルから削除すること、また法律上その保持が義務付けられている個人データを削除することを要求するものではありません。

11. 賠償責任

本 DPA、ならびに Blue Prism およびその関連会社を一方当事者とし、貴社およびその関連会社を他方当事者として締結されたその他のデータ処理契約に基づき、またはこれらに従って各当事者およびその各関連会社が負う合算した賠償責任総額は、賠償責任に関する本件契約の規定に従うものとします。

付属書類 A

個人データの処理の詳細

情報の区分	義務付ける典拠	詳細
データ輸出者	標準契約条項の付録 1	本サービスの利用者である貴社。
データ輸入者	標準契約条項の付録 1	本サービスの提供者である Blue Prism。
データ主体	標準契約条項の付録 1 および GDPR 第 28 条 (3) 項	これには、貴社による本サービスの利用状況に応じて、貴社が独自の裁量により本サービスの一環として処理させることを選択した個人データが含まれる可能性があります。これには、データ輸出者の人員に関する、およびデータ輸出者の顧客、サービスプロバイダー、ビジネスパートナー、協力者、関連会社その他など、他の区分の個人に関する個人データが含まれる可能性があります。
個人データの区分	標準契約条項の付録 1 および GDPR 第 28 条 (3) 項	本サービスは、本件契約に基づき貴社に提供される技術を利用した本サービスを貴社が利用する一環として、処理のために貴社が提供または提出する個人データの区分に関し、技術的制限を課すものではありません。そのため、Blue Prism が処理する個人データは、貴社による本サービスの利用に応じて決定され、また、当該利用に応じたさまざまなデータを含む場合があります。これには、氏名、メールアドレス、電話番号、役職など、処理のために貴社から提供または提出される個人データの区分が含まれます。
特殊なデータ区分 (該当する場合)	標準契約条項の付録 1	本サービスは、貴社が提供する個人データの区分に関して技術的制限を課すものではありません。
処理業務	標準契約条項の付録 1	処理の主題、性質および目的は、Blue Prism が本サービスを貴社へ提供することであり、これについては本件契約に詳述されています。これには、貴社の自動化手法の一部としての、およびその手法に伴う個人データの処理が含まれます。処理の期間は、本サービスの提供期間に加え、本サービスの中止後すべての個人データが削除または返却されるまでとします。
技術的および組織的セキュリティ対策の内容	標準契約条項の付録 2	データ輸入者が第 4 条 (d) 項および第 5 条 (c) 項に従って実施する技術的および組織的セキュリティ対策の内容は、両当事者間の本件契約およびその中で参照される技術文書で確認できます。
処理の主題	GDPR 第 28 条 (3) 項	本件契約に基づく本サービスの提供。
処理の期間	GDPR 第 28 条 (3) 項	Blue Prism は、本件契約の期間中、本件契約に従って個人データを処理します。
処理の性質および目的	GDPR 第 28 条 (3) 項	Blue Prism は、本サービスの提供を可能にする目的で個人データを処理します。
データ管理者の義務および権利	GDPR 第 28 条 (3) 項	本件契約および DPA に定める通り、適用法に準拠した本サービスの利用などが含まれます。